

○デジタル庁告示第六号

デジタル庁の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（令和三年デジタル庁令第三号）第三条、第四条第一項及び第二項第三号、第八条並びに第九条第三項の規定に基づき、電子情報処理組織による手続等に関する告示を次のように定める。

令和三年九月一日

内閣総理大臣 菅 義偉

第一条 デジタル庁の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（令和三年デジタル庁令第三号。以下「規則」という。）第三条に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、デジタル庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

第二条 規則第四条第一項に基づき、同項第二号に掲げる書面等に記載されている事項を光学的文字読取装置を用いて入力するときは、申請等をする者が、光学的文字読取装置を用いて書面等に記載されている事項をファイルに記録し、当該記録にファイルに記録した日時及び記録された事項が書面等に記載されている

る事項と相違ない旨を記録して行わなければならない。

第三条 規則第四条第二項第三号に規定する電子証明書は、政府認証基盤（複数の認証局によって構成される認証基盤であつて、行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。以下同じ。）におけるブリッジ認証局（政府認証基盤を構成する認証局であつて、政府認証基盤を構成する他の認証局以外の認証局と相互認証を行うことができるものをいう。）と相互認証を行っている認証局で政府認証基盤を構成する認証局以外のものが作成したもの（同項第一号に規定するものを除く。）とする。

第四条 規則第八条に規定する処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、行政機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

第五条 規則第九条第三項に規定する場合は、処分通知等を保存する目的その他の正当な目的のために当該処分通知等の複製を作成する場合であつて、当該複製が当該処分通知等を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又はその者の管理する電磁的記録媒体に記録される場合とする。

附 則

この告示は、令和三年九月一日から施行する。